

厚生労働科学研究研究費補助金

こころの健康科学研究事業

心理学的剖検データベースを活用した 自殺の原因分析に関する研究

平成 19 年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 加我 牧子

平成 20(2008)年 3月

目 次

I.	総括研究報告	
	心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究	1
	加我 牧子	
II.	分担研究報告	
1.	心理学的剖検の実施および体制に関する研究	
(1)	「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の倫理審査承認プロセス	7
	竹島 正, 松本 俊彦, 勝又 陽太郎, 木谷 雅彦, 廣川 聖子, 川上 憲人, 高橋 祥友, 平山 正実, 渡邊 直樹,	
(2)	「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」面接票の構成と内容	17
	竹島 正, 木谷 雅彦, 松本 俊彦, 勝又 陽太郎, 廣川 聖子, 川上 憲人, 高橋 祥友, 平山 正実, 渡邊 直樹	
(3)	調査員トレーニングのあり方に関する研究	29
	竹島 正, 勝又 陽太郎, 松本 俊彦, 木谷 雅彦, 廣川 聖子, 川上 憲人, 高橋 祥友, 平山 正実, 渡邊 直樹	
(4)	「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」に係る準備状況に関する報告	37
	竹島 正, 廣川 聖子, 勝又 陽太郎, 木谷 雅彦, 松本 俊彦	
<分担研究協力報告>		
	調査面接から遺族支援へ	43
	渡邊 直樹	
	地域における遺族ケアと簡易実態調査の試み ～検案医師との連携による試み～	49
	梶本 まどか, 辻本 哲士, 松本 俊彦	
2.	自殺の精神医学的背景に関する研究	
	心理学的剖検の成立過程と わが国における調査事例が増加しない点に関する考察	57
	高橋 祥友	

3. 自殺の社会的背景に関する研究

- 保健師等の支援者の自死遺族とのかかわり方の難しさとその克服を目指して …… 67
平山 正実, 越智 裕子, 木谷 雅彦, 竹島 正, 大木 佐知子, 音喜多 久枝,
小泉 典章, 谷 聰子, 野宮 富子, 日影 由美子, 松本 晃明, 松本 俊彦

III. 研究協力報告

1. WHO (世界保健機関) における自殺予防活動 77
中根 秀之
2. 非行少年における自殺念慮と自殺企図の経験率に関する研究
一般高校生との比較 85
松本 俊彦, 堤 敦郎, 井筒 節, 今村 扶美, 勝又 陽太郎, 木谷 雅彦
3. アルコール・薬物使用障害患者における
自殺念慮と自殺企図の経験率に関する研究 89
松本 俊彦, 小林 桜児

IV. 資料

- 「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」倫理審査書類 95
「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」面接票 119
「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」調査員トレーニング資料 157
「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」調査説明用パンフレット 179
- 研究班組織 183

I . 総括研究報告書

平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）
「心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究」
総括研究報告書

主任研究者 加我 牧子（国立精神・神経センター精神保健研究所所長）

研究要旨：本研究の目的は、心理学的剖検の手法を用いた「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」を実施することにより自殺の実態を明らかにする、また地域保健における遺族支援のあり方を明らかにすることであった。本研究では 3 つの分担研究を実施した。

「心理学的剖検の実施および体制に関する研究」：

- ①19 年度の最終的な研究計画確定に至るまでの経緯と当初の研究計画を実施するうえでの障害となった要因の検討を行った。心理学的剖検は、自殺対策に関する地域保健的事業と連動しながら長期的に継続される必要があり、最終的には、自殺対策推進のための重要なモニタリング体制として定着すべきと考えられた。
- ②18 年度パイロットスタディの面接票の評価および 19 年度調査に向けての改訂の手続きをまとめた。18 年度面接票は重要項目を網羅しており、19 年度における改訂により今後用いていく調査票を確定できたと考えられた。
- ③18 年度パイロットスタディまでの調査員トレーニングおよび調査実施後の問題点をまとめ、19 年度のトレーニング内容の決定プロセス、構成などについて考察した。19 年度調査員トレーニングは 18 年度までの課題に対応し、遺族ケアの知識・技術の習得および調査の信頼性確保のための面接技術の習得といった要請に十分応える内容と評価できた。
- ④基礎調査の調査員トレーニング修了者のいる都道府県・政令指定市 46 箇所を対象に、20 年 2 月時点の取組状況、調査センターへの意見・要望、調査実施に係る問題点について質問紙調査を行った。有効回答は 44（回収率 95.7%）であった。各自治体は調査の実施に向けて体制整備を進めている時期であると考えられた。

「自殺の精神医学的背景に関する研究」：

心理学的剖検の成立過程について概説し、わが国において調査事例が増加しない理由について考察した。理由として、社会的偏見等の被調査者側の要因と、体制未整備等の調査者側の要因が考えられた。まったく欠点のない完全な支援体制の完成を待つよりは「今、ここ」から何ができるのかという視点から心理学的剖検を始めていくことは、心理学的剖検による調査ばかりでなく、自殺予防対策一般にも当てはまる態度であると考えられた。

「自殺の社会的背景に関する研究」：

精神保健福祉センターの指導者、公的機関の精神保健福祉担当者に、自死遺族支援を行うにあたってどのような点が問題になるのか、また、その問題点をどのように克服していったらよいか、聞き取り調査を行い、その結果をもとに、①日常の地域保健活動の中で行う心の健康教育、うつ病教育等の中で自死の調査や悲嘆ケアについて触れてゆくこ

と、②ハイリスク家庭に属する人々に継続してフォローを行うこと、③支援者をサポートする人材やネットワークシステムを構築すること、④支援者側の感性を育てることの提言を行った。

19年度研究は、調査の実施までは至らなかつたものの、調査票、調査員トレーニング、調査実施体制の整備など、20年度に向けて「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の実施準備を完了することができた。

分担研究者 高橋 祥友 (防衛医科大学校防衛医学研究センター)
竹島 正 (国立精神・神経センター精神保健研究所)
平山 正実 (聖学院大学大学院)

研究協力者 勝又陽太郎 (国立精神・神経センター精神保健研究所)
川上 憲人 (東京大学大学院医学系研究科)
木谷 雅彦 (国立精神・神経センター精神保健研究所)
中根 秀之 (長崎大学大学院医歯薬学総合研究科)
廣川 聖子 (神奈川県立保健福祉大学)
松本 俊彦 (国立精神・神経センター精神保健研究所)
渡邊 直樹 (青森県立精神保健福祉センター)

A. 研究目的

わが国の自殺者数は、平成10年以降3万人を超える状態が続いている。自殺対策基本法に基づき、平成19年6月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」には、わが国の自殺の詳細な実態や経過を明らかにするために、「心理学的剖検」の手法による自殺の実態解明の必要性が明記された。本研究は、従来の統計情報等だけでは明らかにすることが困難であったわが国の自殺の実態を、単に精神保健的観点からのみならず、社会的要因を含めて明らかにすることを目的とした。また、本研究は、自殺により家族等を亡くした者の地域保健における支援のあり方について検討することも目的とした。

B. 研究方法

1. 心理学的剖検の実施および体制に

関する研究：「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の倫理審査承認プロセス
(分担研究者 竹島正)

本研究班では、当初、わが国の自殺の実態把握を目指して、人口動態統計死亡原票を用いた自殺者全数に調査を依頼するという対象の抽出方法を計画した。しかし、いくつかの倫理的問題を配慮した結果、最終的には、自殺者のなかで遺族が地域保健援助者との接触を求めた事例から対象者を募っていく方法へと計画を変更した。本研究では19年度に最終的な研究計画確定に至るまでの経緯を記述するとともに、当初の研究計画を実施するうえでの障害となった要因を検討した。

2. 心理学的剖検の実施および体制に関する研究：「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」面接票の構成と内容 (分担研究者 竹島正)

18年度パイロットスタディの面接票からの改訂手続きとその内容を示し、19年度「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」に向けての改訂の要点を明らかにするとともに、完成した面接票の評価を行うことを目的とした。18年度パイロットスタディの面接票の評価、および19年度「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」に向けての改訂の手続きをまとめた。また、修正された箇所の明示と新面接票の解説を行い、改訂の要点について考察した。

3. 心理学的剖検の実施および体制に関する研究：調査員トレーニングのあり方に関する研究（分担研究者 竹島正）

心理学的剖検の実施にあたっては、調査対象となる自殺者遺族等へのケアが前提となる。さらに、全国で調査を実施するためには、多くの調査員を確保するとともに、調査の信頼性を担保するため調査員トレーニングが必要となる。本研究は「自殺予防と遺族支援の基礎調査」を実施する上での、調査員トレーニングの手続き全体を明らかにするとともに、その内容を評価することを目的とした。

18年度パイロットスタディまでの研究報告書等をもとに、調査員トレーニングおよび調査実施後の問題点をまとめた。また、19年度のトレーニング内容の決定プロセスおよび構成について明らかにするとともに、トレーニングへの参加状況等について報告し、考察した。

4. 心理学的剖検の実施および体制に関する研究：「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」に係る準備状況に関する報告（分担研究者 竹島正）

「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」への取組状況、調査センターに求め

られる支援内容等について把握することを目的とした。基礎調査の調査員トレーニング修了者のいる都道府県・政令指定市の自殺対策主管課46箇所を対象に、調査への取組状況、調査センターへの意見・要望、調査実施に係る問題点について質問紙調査を行った。調査の有効回答は44（回収率95.7%）であった。

5. 自殺の精神医学的背景に関する研究：心理学的剖検の成立過程とわが国における調査事例が増加しない点に関する考察（分担研究者 高橋祥友）

「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」は、心理学的剖検と呼ばれる手法に基づいている。本論は、まず心理学的剖検がどのような社会的背景で生まれたのかを概説する。欧米などでは、心理学的剖検への協力を依頼すると、高い率で調査への協力が得られている。わが国ではまだこの種の調査に対する応諾度が低いのが現実であり、その点について考察を試みた。

6. 自殺の社会的背景に関する研究：保健師等の支援者の自死遺族とのかかわり方の難しさとその克服を目指して（分担研究者 平山正実）

精神保健福祉センターの指導者、公的機関の精神保健福祉担当者（保健所や市町村に所属する保健師等）が、自死遺族支援を行うにあたってどのような点が問題になるのか、また、その問題点をどのように克服していくたらよいかを明らかにすることを目的とした。聞き取り調査を、①地域保健を進めるにあたって統括的・指導的な立場にある者、②地域保健の第一線で活躍する保健師に行った。

C. 研究結果および考察

1. 心理学的剖検の実施および体制に関する研究：「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の倫理審査承認プロセス（分担研究者 竹島正）

わが国において心理学的剖検の手法による全国的な実態調査が実現するには、各地域の遺族相談体制の充実、一般市民における自殺問題に対する意識の変化、心理学的剖検を担保する制度の整備が必要であると考えられた。いずれにしても、心理学的剖検による実態調査は、自殺対策に関する様々な地域保健的事業と連動しながら長期的展望のなかで継続される必要があり、最終的には、自殺対策推進のための重要なモニタリング体制として定着すべきであると考えられた。

2. 心理学的剖検の実施および体制に関する研究：「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」面接票の構成と内容（分担研究者 竹島正）

18年度パイロットスタディの面接票は、19年度「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の研究目的を達成する上で必要な質問事項が網羅されていると考えられた。18年度パイロットスタディで調査に当たった者の意見、19年度「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の調査員トレーニング等で明らかになった問題点に対応する改訂を行った。面接票改訂の要点は、①個人情報保護の厳格化、②遺族の心情に配慮した設問とワーディング、③面接の流れに沿う章立て、質問順の再構成、④遺族の語りの重点化であった。この改訂により、予定の研究期間に使用する調査票を確定できたと考えられた。

3. 心理学的剖検の実施および体制に関する研究：調査員トレーニングのあり方に関する研究（分担研究者 竹島正）

17年度、18年度の調査員トレーニングの課題として、模擬面接時間の確保、模擬面接の遺族役の選定、さらに調査員への支援体制の充実が挙げられた。19年度調査員トレーニングはこれらの課題に対応し、遺族ケアの知識・技術の習得および調査の信頼性確保のための面接技術の習得といった要請に十分応える内容であったと評価できた。また、19年度研究ではトレーニング補助資材としてDVDを作成するとともに、「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」調査員トレーニングのあり方について、第一段階の完成型を明らかにすることができた。調査員トレーニング実施の結果、全国61都道府県・政令市から延べ150名の参加があり、そのうち46地域に主調査員の資格を有する者が配置され、調査センターと連携をとりながら調査に伴う遺族ケア体制の構築および調査を行っていく体制が整った。これらの成果をもとに、平成20年度には第3回目の調査員トレーニングを予定している。

4. 心理学的剖検の実施および体制に関する研究：「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」に係る準備状況に関する報告（分担研究者 竹島正）

20年2月時点での調査対象が確定していると回答した自治体は2箇所、調査対象候補者を把握していると回答した自治体が7箇所、対象者未定が35箇所であった。各自治体は調査の実施に向けて体制整備を進めている時期であると考えられた。調査センターとしては、本調査の意義について計画的な広報活動を

行うこと、各自治体への訪問支援を計画的に行うなど顔の見えるつながりの中で支援を行っていくことの必要性が示唆された。

5. 自殺の精神医学的背景に関する研究：心理学的剖検の成立過程とわが国における調査事例が増加しない点に関する考察（分担研究者 高橋祥友）

心理学的剖検とは、1950年代に Edwin Shneidman らにより創出された手法であり、本来、正確な死のタイプを確定するために作り出された。次第に、最初から自殺と明らかな状況であっても、なぜ自殺が生じたのか、その背景を探る主な手法として心理学的剖検が世界で広く活用されるようになってきた。米国では心理学的剖検に協力を依頼すると、80%前後の応諾率であるという。フィンランドで実施された心理学的剖検に基づく調査では協力を依頼された人の 96%が応じている。わが国で現段階では、心理学的剖検に関して十分な協力が得られないかという点について若干の考察を試みてみたい。なかなか事例が増加しない背景には、被調査者の側の要因と調査者の側の要因の双方がある。しかしまったく欠点のない完全な支援体制の完成を待つというよりは、「今、ここ」から何ができるのかという視点から始めていくことは、心理学的剖検による調査ばかりでなく、自殺予防対策一般にも当てはまる態度である。できることから少しずつ始めて、その過程で学ぶことも数多くあるはずである。故人について語ることによって、死を受け入れるのを助力するとともに、自殺という悲劇を繰り返さないための重要な情報を提供していくことにつながれば、将来、この種の

調査に対する応諾率は増加していくだろう。

6. 自殺の社会的背景に関する研究：保健師等の支援者の自死遺族とのかかわり方の難しさとその克服を目指して（分担研究者 平山正実）

聞き取り調査の結果、①自死遺族を支援することの難しさ、②現場で働く訪問保健師を積極的に評価する自死遺族もいること、③日常の地域保健業務の中で支援方策を探すことの大切さ、④訪問看護を行う中でハイリスク家庭に注目すべきであること、⑤遺族となった子どもたちへの支援が大切であること、⑥支援者側の自死遺族に対する関心の度合いには温度差があること、⑦支援者の燃えつきと二次的被害に配慮する必要があること、⑧支援者の自死遺族ケアに対する感性を育成すること、⑨住民の地域共同体意識を育てる中で自死遺族支援の輪を広げること、の重要性が明らかになった。そして、本研究の結論として次の提言を行った。

(1) 自死遺族支援を真正面から取り上げることは、現状では多くの困難を伴うので、日常の地域保健活動の中で行う心の健康教育、うつ病教育等の中で自死の調査や悲嘆ケアについて触れてゆくことが望ましい。

(2) 現場を訪問する際、ハイリスク家庭に属する人々は将来の「自死遺族予備軍」となる可能性があるという認識を常に持ち、彼らに対して継続してフォローを行う必要がある。

(3) 支援者を背後でサポートする人材やネットワークシステムを構築することが大切である。

(4) 支援者側の感性を育てることが重要である。そのためには、悲嘆教育、生

と死の教育の必要性と現場体験、それに過去の傷つき体験を創造的に再生させてゆく力を醸成することなどが求められる。

本研究によって明らかにされた成果は、「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」における対象者の抽出および継続的な遺族支援のあり方に有益な示唆を与えるものと考えられた。

D. 結論

本研究の目的は、心理学的剖検の手法を用いた「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」を実施することにより自殺の実態を明らかにすることであった。また地域保健における遺族支援のあり方を明らかにすることであった。19年度研究は、調査の実施までは至らなかつたものの、調査票、調査員トレーニング、調査実施体制の整備など、20年度に向けて「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の実施準備を完了することができた。

E. 健康危険情報 なし

F. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む)

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

II. 分担研究報告書

平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）
「心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究」
分担研究
心理学的剖検の実施および体制に関する研究
分担研究報告書（1）
「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の倫理審査承認プロセス

分担研究者：竹島 正（国立精神・神経センター精神保健研究所）
研究協力者：松本 俊彦（国立精神・神経センター精神保健研究所）
勝又陽太郎（国立精神・神経センター精神保健研究所）
木谷 雅彦（国立精神・神経センター精神保健研究所）
廣川 聖子（神奈川県立保健福祉大学）
川上 憲人（東京大学大学院医学系研究科）
高橋 祥友（防衛医科大学校防衛医学研究センター）
平山 正実（聖学院大学大学院）
渡邊 直樹（青森県立精神保健福祉センター）

研究要旨：本研究班では、今年度当初、わが国の自殺の実態把握を目指して、人口動態統計死亡原票を用いた自殺者全数に調査を依頼するという対象の抽出方法を計画した。しかし、いくつかの倫理的問題を配慮した結果、最終的には、自殺者のなかで遺族が地域保健援助者との接触を求めた事例から対象者を募っていく方法へと計画を変更した。本研究では、今年度最終的な研究計画確定に至るまでの経緯を記述するとともに、当初の研究計画を実施するうえでの障害となった要因を検討した。その結果、今後わが国において心理学的剖検の手法による全国的な実態調査が実現するには、各地域の遺族相談体制の充実、一般市民における自殺問題に対する意識の変化、心理学的剖検を担保する制度の整備が必要であると考えられた。いずれにしても、心理学的剖検による実態調査は、自殺対策に関する様々な地域保健的事業と連動しながら長期的展望のなかで継続される必要があり、最終的には、自殺対策推進のための重要なモニタリング体制として定着すべきであると考えられた。

A. 研究目的

本研究班では、わが国において心理学的剖検の手法による自殺の実態把握調査を実現するため、平成 17 年度、18 年度とその準備を進めてきた。すなわち、平成 17 年度には、心理学的剖検フィージビリティスタディとして 2 地域 5 事例の自殺者遺族に面接を実施し、さらに平成 18 年度には、11 地域 28 事例の自

殺者遺族に対して調査面接を実施するとともに、生存事例の対照群も設定して数量的分析の可能性を検討するなど、将来の全国実施に向けたパイロットスタディを実施した。そして今年度、自殺予防総合対策大綱にも「心理学的剖検による自殺の実態把握」の必要性が明記されたこともあり、先行研究の成果をふまえた、より大規模な心理学的剖検による実

態調査を全国的に実施することを期待されたが、いくつかの倫理的問題への配慮から、最終的には当初の計画よりも規模を縮小した研究デザインを採用せざるを得なくなつた。

本研究の目的は、今年度当初の研究計画を変更し、最終的に現在の規模を縮小することとなつた経緯を記述するとともに、当初の研究計画を実施するうえでの障害となつた要因を明らかにすることにある。さらに、これらの検討を通じて、わが国において心理学的剖検を全国実施するうえで必要とされる体制について、若干の考察を行いたい。

B. 研究方法

本研究は以下に関して継続的に記述するという方法によって行い、その記述にもとづいて、わが国において心理学的剖検を全国実施するうえでの問題点、ならびに求められる体制について考察を行つた。

1. 今年度の心理学的剖検による実態調査に期待された成果
2. 上記の成果にもとづき検討された当初の研究計画
3. 当初の研究計画に対する国立精神・神経センター倫理委員会からの意見
4. 倫理委員会の意見を踏まえた研究計画の変更
5. 倫理審査承認後の研究計画の部分的修正

C. 研究結果

1. 今年度の心理学的剖検による実態調査に期待された目標

前年度に自殺対策基本法が可決され、自殺対策総合大綱の閣議決定が予測された今年度当初、自殺対策の基礎となる実態調査が喫緊の問題であることは自明であった。

厚生労働省の人口動態統計や警察庁の「自殺の概要資料」といったマクロ統計では具体的な対策の根拠となる情報は不十分である一方で、パイロットスタディの成果は、心理学的剖検にもとづく実態調査によって自殺予防に資する詳細な情報を明らかにできる可能性を示唆しており、心理学的剖検による実態調査の全国実施が必要であった。

2. 上記の目標にもとづいた当初の研究計画

(1) パイロットスタディの問題点

パイロットスタディを通じて、心理学的剖検による実態調査の実施にあたっての 2 つの重要な問題が明らかになつた。1 つは、いかにしてわが国の自殺の実態を反映するような「対象の代表性」を担保するのかという問題であり、もう 1 つは、調査拠点となる各地域において、いかにして自殺者遺族の存在を認識し、遺族とアクセスするのかという問題である。

もちろん、心理学的剖検という調査方法の特性ゆえに、調査協力が得られる割合には自ずと限界があることは明らかであった。事実、前年度のパイロットスタディでは自殺事例群と対照群の数量的比較を行つたものの、調査が実現した地域の多くは、日頃より地域保健活動のなかで遺族と接触していた地域に限られ、対象の代表性という点ではあらかじめ重要な限界があつた。

しかし重要なのは、対象が全自殺者からどのような手続きで抽出された集団であるのかを説明できることであり、それによって対象の位置づけが明確にできることである。そうすれば、心理学的剖検による実態調査から、少なくともある特定の特徴を持った自殺の予防に資する対策の立案に資する情報を得ることができるはずである。こうした理由から、全自殺者を把握することができ、しかも全自

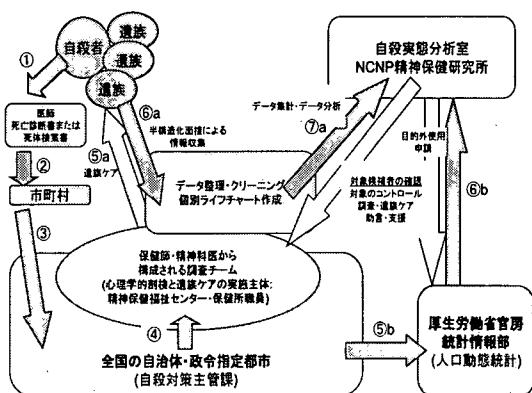
殺者の遺族にアクセスすることを通じて対象を抽出する研究手法が求められていた。

(2) 問題点克服のための研究計画

そこで、研究班で当初検討された対象の抽出方法は、厚生労働省統計情報部の人口動態統計の目的外使用を申請し、死亡原票から自殺による死者を抽出して、自殺者遺族にアクセスするという方法であった。この方法が検討された背景には、前年度のパイロットスタディに調査員として参加した保健師から、死亡原票もしくは死亡小票を用いて遺族とアクセスできるようにして欲しいという意見があったという事情もあった。

当初検討された研究デザインの詳細を図1に示す。まず研究班において目的外使用の承認を受けた上で人口動態統計死亡原票から自殺死亡者の個人名・住所・生年月日などの情報を抽出する。この情報にもとづいて、把握した全自殺者の住所に調査協力の依頼文書を郵送し、遺族からの同意が得られた自殺者の個人名・住所を、地域における調査拠点となる各都道府県・政令指定都市の自殺対策主管課に連絡する。これを受け、各地域の調査員(精神保健福祉センター・保健所に勤務する精神科医1名と保健師など1名からなる2名から構成される)が、遺族への聞き取り調査を実施するというものである。

図1 自殺者に関する情報収集経路



この方法の利点は、全自殺者からの対象抽出の手続きを明確に説明することができ、さらに、各地域の調査員が遺族の存在を把握し、アクセスする方法に関して苦慮することがないということにあった。

しかし、当然ながら欠点もあった。第一に、いかに目的外使用の承認を受けたとしても、突然、調査協力依頼の文書が郵送されることで、遺族が心理的衝撃を受ける可能性が危惧された。第二に、まだ遺族ケアの体制が整っていない地域も少なくないなかで、一方的に対象者の遺族にアクセスすることには倫理的問題があると考えられた。

さらにこの研究計画では、パイロットスタディと同様に、自殺事例と地域・年齢・性別を一致させた生存事例についても、その家族に対する聞き取り調査を行い、対照群として設定することが予定されていた。しかし、ここでも問題があった。対照群となる生存者を、どのような手続きで選択するのかという問題である。理論的には、住民台帳等に依拠した任意抽出が最も精度の高い方法であるが、その場合には、別途、目的外使用申請が必要であると考えられた。次善の策として、各地域において広報により対照群となることへの応募者を募り、そのなかから事例群と年齢・性別が一致するものを任意抽出するという方法が考えられたが、広報・応募という手続きの煩雑さが問題となる可能性が危惧された。

以上のように、数々の問題をはらんだ研究計画ではあったが、今年度6月に閣議決定された自殺総合対策大綱のなかで、「心理学的剖検等の手法による実態把握」の必要性が明記されたこともあり、この研究計画を記した書類を平成19年6月に提出し、まずは国立精神・神経センター倫理委員会の評価を受けることとした。

3. 当初の研究計画に対する国立精神・神経センター倫理委員会からの意見

国立精神・神経センター倫理委員会からは、いくつかの点に関する指摘を受け、研究計画の再検討を求められた。倫理委員会の意見に関して、その主要な点を以下に列挙する。

(1) 対象の抽出方法に関する問題

仮に目的外使用の承認を受けたとしても、対象候補者となつたことを突然知らされた遺族に、個人情報を勝手に利用されたと誤解される可能性がある。こうした誤解がないように十分な説明を行う必要がある。できるかぎり、人口動態統計死亡原票を用いない対象抽出方法が望ましい。

(2) 個人情報の保護に関する問題

研究者が死亡原票にもとづいて対象抽出を行う都合上、研究者は、対象候補者となる自殺者の個人情報にアクセスすることとなる。前記の死亡原票使用とも関連するが、個人情報保護に十分に配慮した研究計画が必要である。また、調査地域となる各自治体においても、個人情報の保護に関する配慮事項を明記する必要がある。

(3) 研究デザインの科学性に関する問題

「わが国における自殺の実態調査」という調査目的を果たすうえで、十分に科学的な研究デザインとはいえない。サンプリング手法に関する再検討が必要である。

(4) 調査員の資格に関する問題

当初の研究計画書では、2名からなる調査員の構成を1名の精神科医と1名の保健師「等」と、やや不明瞭な定義がなされていたが、個人情報保護に十分に配慮したか

たちで、資格を厳密化する必要がある。

(5) 対象となる自殺者の定義に関する問題

当初の研究計画では、対象となる自殺者について、「平成19年1月以降に亡くなられた方」と定義されていた。これに対して、「記憶の新しい方に対するアプローチは倫理的に問題があるのでないか。対象となる方の時間的な要素について検討し、適切な期間を設定すること」という指摘がなされた。

4. 倫理委員会の意見を踏まえた研究計画の変更

上述した指摘に対して、研究班は早急に対応する必要に迫られた。なかでも倫理委員会からは、人口動態統計死亡原票を用いた対象抽出への反対意見が強かった。また、死亡原票を用いた対象抽出をするかぎり、研究者が個人情報にアクセスしてしまうことは避けがたい。さらに、これだけのリスクを冒して調査を実施しても、遺族の同意率はさほど高くないことが予想され、十分な対象の代表性は得られない。したがって、「わが国の自殺の実態を把握する」という調査目的を実現するうえでは、とうてい科学的な研究デザインとはいがたいという現実があった。

研究班内部で討議した結果、現時点では死亡原票にもとづいた対象抽出による調査は困難という結論に達した。その根拠となった意見を以下に列挙する。

- 死亡原票を用いるかぎり研究者が個人情報にアクセスすることは回避できない。
- 仮に個人情報を厳重に管理する体制を構築したとしても、突然に対象候補者となつ

- たことを知らされる遺族の心情への配慮が必要である。
- 遺族ケア体制が十分でない地域もまだ少なくない状況のなかで、調査だけが実施される状況には問題がある。

こうした意見を踏まえ、研究班では研究計画の大幅な変更を行った。その主要な点は以下に掲げる通りである。

- 対象者の抽出には人口動態統計死亡原票を使用しない。
- 繼続的な遺族ケアを基礎とした対象者の抽出を行う。
- 個人情報は事業とした遺族ケアを実施する各自治体において管理し、研究者は匿名化された情報を分析する。
- 研究目的を実現可能なものへと変更する。

以上を倫理審査の指摘に沿って詳細に説明すると、次のようになる。

(1) 対象の抽出方法に関する問題

対象は、各地域における精神保健相談事業や遺族相談事業のなかで接触し、一定の心理社会的ケアを提供されている遺族のうち、遺族から同意の得られた自殺者とする。

(2) 個人情報の保護に関する問題

研究者は匿名化された情報を分析し、個人情報の含まれた情報は調査実施地域にて、「個人情報の保護に関する法律」の第3章第3節「地方公共団体の施策」に準拠し、各都道府県・政令指定都市の責任において厳重に管理し、適宜、遺族相談事業に活用する。

(3) 研究デザインの科学性に関する問題
新しい研究デザインによって検証可能と思われる研究目的へと変更した。その具体的な内容は以下の通りである。

- ① 将来、わが国における広範な心理学的剖検の実施可能性、ならびに、各地域で実施された調査にもとづく心理学的剖検データベース・システムのあり方について、検討すること。
- ② 公的機関の地域保健従事者が日常業務において接触可能であった自殺事例の臨床類型を明らかにし、各類型における自殺の関連要因、ならびに自殺予防の介入ポイント・支援のあり方について検討すること。
- ③ 公的機関の地域保健従事者が日常業務において接触可能な遺族に関して、自殺者の臨床類型に応じた地域保健における支援のあり方を明らかにすること。

(4) 調査員の資格に関する問題

当初の研究計画において、保健師「等」という曖昧な記述をした背景には、各地域には国家資格ではない臨床心理士のなかに力量のある相談員が少くないことを考慮したものであった。とはいえ、調査員の資格要件のなかに守秘義務が規定されている職種であることは欠かせない。これを明確にするために、以下の資格要件を定義した。

- ① 各自治体から研修に派遣された医師、保健師、精神保健福祉士、および都道府県・政令指定都市にて精神保健福祉相談業務に従事している正規職員である。いずれの場合も、(1) 守秘義務が課せられている国家資格者、もしくは、(2) 地方公務員法第34条第2項に守秘義務の課せられている公務

員である。

- ② 調査員2名のうちの1名は必ず研究班の行う所定の3日間の研修（遺族ケア、調査の内容、模擬面接）を終了した者とし、もう1名は3日間の研修のうち遺族ケアの研修内容を学習していることを必須とする。なお、調査員のトレーニングは、19年度中に2回実施し、トレーニング機会の確保および充実を図る。

(5) 対象となる自殺者の定義に関する問題

死亡からあまりに時間が経過している遺族からの聴き取りでは、リコールバイアスの問題が生じてくる。その一方で、自殺死亡後あまりに時間が経過していない状況では、遺族も精神的な混乱し、調査への協力が得られにくい可能性がある。ただ、パイロットスタディにおいて、逆に死亡からあまりに時間が経過している事例において、調査面接後の遺族の精神的動搖が見られたという印象があった。これらの種々の事情を総合的に勘案し、死亡からおおむね1～3年後程度経過している事例を対象とするのが適切と考え、対象の条件として、以下の定義を設定した。

平成18年1月1日～平成19年12月31日の2年間に地域住民から発生した自殺のうち、死亡時年齢が20歳以上の自殺者であり、死亡後、保健相談あるいは遺族ケア等で遺族と接触のあった自殺者を対象候補者とする。このような対象候補者に対してまずは遺族ケアの提供を行い、そのうえで、調査協力の依頼が可能であった遺族に対し、調査協力を依頼する。その結果、遺族から調査協力に了解の得られた自殺者を対象とする。

(6) その他の変更

上記の変更により、目的に適った研究デザインの一定の科学性を確保したもの、その一方で、わが国の自殺の実態を解明するという意味では、対象の偏りはむしろ大きくなつた。しかし、各地域において遺族ケアの体制が広がり、将来、より多くの遺族が地域保健の援助を利用する状況となれば、自ずと対象の代表性も担保されるようになると考えられた。その意味で、遺族ケアに関して地域への技術支援を行うことを通じて、各地域の援助者が遺族と会うことを躊躇しない状況、ならびに、本研究への協力に負担感を抱かない体制を準備していく必要があると考えられた。そのような目的から、研究計画に以下の事項を追加した。

- ① 自殺実態分析室に「調査支援センター」を設置し、調査支援はもとより、遺族ケアに関する技術支援を行う。
- ② 今年度の調査では対照群の収集はしない。
- ③ 2年間の調査期間中に、各都道府県・政令指定都市で少なくとも5事例の調査面接を依頼することとした。

また、心理学的剖検は、本来、多数の遺族、職場の同僚、友人などから故人の生前の生活に関する詳細な聴き取りを行うものであるが、今回の調査では、情報の室の均質化を確保するために、遺族1名に対する聴き取り調査を実施することとした。この1名を故人とどのような関係にあったものとするかについては、下記のように定義した。

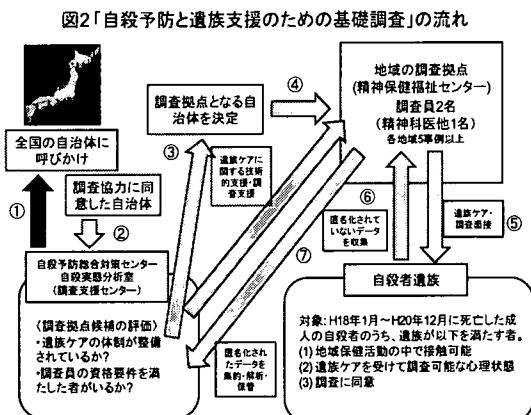
[情報収集源としての遺族の定義]

情報収集源となる遺族とは、本人と同居していた遺族（優先順位は、配偶者、父母、子、そ

の他) とし、調査の協力の得られた者1名とする。ただし、遺族の同意が得られた場合は、他の遺族、知人、遺書、写真、職場の同僚等から補完的な情報を得ることができるものとする。

さらに、わずか1名の遺族への聴き取り調査であるという点で、厳密な意味での心理学的剖検とは異なることに加え、「剖検」という表現が遺族に与える心理的影響を考慮し、研究課題名を当初の「心理学的剖検の実施および体制に関する研究」から、「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」に変更した。

以上に述べたような変更を行い、再度、倫理委員会の審査を受けた結果、本調査は平成19年11月に正式に承認された。現在の研究計画の概要は図2のようになっている。



5. 倫理審査承認後の研究計画の部分的修正

その後、一部の地域から対象となる自殺者の死亡時期の延長に関する要望があった。その理由は、地域の保健師が遺族ケアを行う中で遺族の調査への協力を得る場合、最初の遺族との出会いは自殺からあまり遠くない時期である場合があることであった。

また別の地域では、遺族にアクセスする方法として、検査医師から遺族に相談窓口

を案内するリーフレットを渡し、それによって精神保健福祉センターの遺族相談窓口に繋がった遺族のなかから、適宜、聴き取り調査の対象となる遺族を募るという方法をとりたいという要望があった。

これらの手法は、地域における遺族ケアの浸透と調査が連動した意義ある試みと判断されたが、自殺者の死亡期間が「平成19年12月まで」となっている状況では、この方法によって前向きに調査対象となる遺族を募ることはできない。そこで、再び倫理委員会に部分的修正を申請し、平成20年1月に、以下の下線部のような変更が承認された。

平成18年1月1日～平成20年12月31日の2年間に地域住民から発生した自殺のうち、死亡時年齢が20歳以上の自殺者であり、死亡後、保健相談あるいは遺族ケア等で遺族と接触のあった自殺者を対象候補者とする。このような対象候補者に対してまずは遺族ケアの提供を行い、そのうえで、調査協力の依頼が可能であった遺族に対し、調査協力を依頼する。その結果、遺族から調査協力に了解の得られた自殺者を対象とする。

6. 個人情報保護への配慮事項に関する補遺

最後に、すでに述べてきたことと一部重複するが、本研究計画における個人情報保護に関する配慮事項について、以下に提示しておきたい。

[個人情報保護への配慮]

- ① 調査員における個人情報保護：調査員は、
 (1) 守秘義務が課せられている国家資格者、
 もしくは、(2) 地方公務員法第34条第2項に

- 守秘義務の課せられている公務員である。また、各調査拠点における対象者およびその遺族に関する個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」の第3章第3節「地方公共団体の施策」に準拠して取り扱うこととする。
- ② 調査支援センターにおける個人情報保護：国立精神・神経センター精神保健研究所自殺予防総合対策センター自殺実態分析室に設置される調査支援チームは、各都道府県・政令指定市における遺族ケア等の体制を評価し、調査拠点としての要件に関する評価を行うとともに、遺族ケア等の体制に関する助言および現地指導を行う。さらに、将来における心理学的剖検の全国実施に関する可能性を検討するため、調査拒否事例等の状況について、遺族の個人情報を切り離した形で自治体職員から聴取を行う。また、個別事例に関する技術的援助の要請があった場合には、調査拠点で開催される、匿名化に配慮した事例検討会において助言を行う。
- ③ 面接調査票の非個人情報化のプロセス：半構造化面接調査票の記録は、連結可能匿名化された状態（自治体名およびコード番号を記載）で国立精神・神経センター精神保健研究所自殺予防総合対策センター自殺実態分析室に送付される。自殺実態分析室に所属する分担研究者は、送付された調査票の内容を確認した段階で都道府県に連絡し、これを受けた自治体では個人を識別可能な情報を破棄し、連結不可能匿名化する。
- ④ 面接調査票の保管における個人情報保護：匿名化された調査票は、研究員の不在時には施錠されている自殺実態分析室に設置された、施錠可能な金庫の内部にて保管される。自殺実態分析室とその室内の金庫の鍵に関しては、自殺実態分析室長が責任をもって管理する。この調査票に日常的に直接アクセスできるのは、主任研究者ならびに分担研究者
- のうち、精神保健所精神保健計画部に所属する担当研究者（松本俊彦、勝又陽太郎、木谷雅彦、廣川聖子）だけとし、他の分担研究者は、自殺実態分析室で開催される調査支援チームにおける会議、統計学的解析に関する研究班会議においてのみ調査票を閲覧することとする。なお、統計解析のために電子化された調査票の情報については、外部接続していない1台のコンピューター内にて保管され、このコンピューターには、本研究の主任研究者と分担研究者（外部も含む）しか知らないパスワードが設定される。
- ⑤ 面接調査票の破棄に関する個人情報保護：自殺実態分析室における調査票の破棄は、本調査の結果を学術的な情報としてまとめ、公表した段階と考え、平成24年3月末をもって破棄とする。ただし、電子化された調査票の情報（データベース）は、将来のデータベース構築に資する重要な資料であると考え、上述した条件を満たす1台のコンピューター内にて長期間保管される。
- ⑥ 本研究に協力した対象者遺族への調査結果の報告および結果の広報に関する個人情報保護：対象者遺族からの要請があれば、「疫学研究に関する倫理指針」に準拠した、個人を同定できない統計解析結果のみを報告する。
- ⑦ 各自治体における個人情報の保護：各調査拠点における対象者およびその遺族に関する個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」の第3章第3節「地方公共団体の施策」に準拠して、各都道府県・政令指定都市の責任において厳重に管理される。調査に協力した遺族から、各自治体に継続的な支援の要請があった場合には、各自治体における事業として、これらの個人情報を用いて個別的に対応することがある。

D. 考察

本研究班では、平成17年度にフィージビリティスタディを、そして平成18年度にパイロットスタディを実施し、わが国における心理学的剖検による自殺の実態調査の準備を進めてきた。今年度は、自殺総合対策大綱のなかで心理学的剖検による実態調査の必要性が明記されたこともあり、いよいよ本格的な全国実施が期待されていた。そこで、今年度のはじめ、研究班では、人口動態統計死亡原票を用いた自殺者全数に調査を依頼するという対象の抽出方法を計画し、わが国の自殺の実態把握を検討した。こうした対象抽出方法に関して、研究班内部で何らの不安もなかったわけではないが、自殺の実態把握が喫緊の課題とされるわが国の現状に即応するためには、やむを得ない選択であった。

しかし最終的には、その研究計画は倫理委員会からの承認を得ることができず、自殺者のなかでも、その遺族が地域保健援助者との接触を求めた事例から対象者を募っていく方法へと、研究計画の変更を余儀なくされた。その意味で、今年度の研究計画は本格的な全国実施に向けた、パイロットスタディを拡大した調査とも考えられる。

研究班としてはこの変更は結果的に妥当なものであったと考えている。というのも、わが国ではいまだ遺族支援体制が不十分であり、援助者自身も自殺にまつわる様々な事態を支援することに対する心理的抵抗感を払拭できているとはいいがたい状況にある。また、少しずつ変化しつつあるとはいえ、こうしたわが国の実情は、フィンランドをはじめとする欧米諸国のように、多くの自殺者遺族が心理学的剖検に協力する状況とは異なると考えられる。

もっとも、だからといって、「日本では心

理学的剖検は実施できない」とか、「日本には向かない」という意見に与することはできない。厚生労働省や警察庁の統計だけでは、具体的な自殺対策の企画・立案に資する情報としては不十分であるのは、あまりにも明らかであり、コホート研究のような莫大な時間と経費を要する調査では、当面の自殺対策に資することはできないだけでなく、自殺のように一般人口における発生頻度がきわめて低い事象に関する危険因子を抽出することはできない。また、重篤な致死的自殺未遂者を調査するという手法をとるとしても、所詮は代理変数を用いた調査でしかない。もちろん、遺族が故人の全てを知っているとは限らないが、遺族からの聴き取りを通じて、身近な人が気づきうる自殺のサインを明らかにするという心理学的剖検の手法は、十分に現実的かつ意義深い方法論である。

それでは、今後わが国において、心理学的剖検の手法による全国的な実態調査が実現するには、何が必要なのであろうか？おそらく第一に求められるのは、各地域の精神保健福祉センター・保健所に遺族相談窓口が設置され、そこで遺族に調査協力を依頼するとともに継続的な心理的ケアを提供し、最終的には、窓口が連携する遺族の自助グループや民間支援団体へとつなげていくという体制であろう。第二に、一般市民向けの啓発的な講演やシンポジウムを数多く開催し、そのなかで、現段階で得られた知見を報告するとともに、遺族に調査協力を呼びかけていくという努力の積み重ねであろう。そしてその結果として、心理学的剖検を継続的に実施できる制度の整備に関しても、議論がなされていく必要があろう。この場合、精神保健福祉センターや保健所を中心とした精神保健の専門家が警察等と